

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)
様式

作成日 2021/ 2 /25
最終更新日 2021/ 2 /25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月25日
国立大学法人名		国立大学法人 福岡教育大学
法人の長の氏名		飯田 慎司
問い合わせ先		経営政策課 TEL:0940-35-1203 E-mail:somkacho@fukuoka-edu.ac.jp
URL		https://www.fukuoka-edu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		・経営協議会からいただいたご意見を記載してください。また、ご意見への対応状況についても適宜記載願います ○ガバナンス・コードの各原則は、適合していると認める。 ①女性管理職の割合の増加について、中期目標・中期計画の中で具体化されることが望まれる。 ②福岡教育大学Webサイトについて、外部からわかりやすく必要な情報が容易に取り出せる仕組みが望まれる。 ※②については、大学から、既に来年度のWebサイトリニューアルに着手している旨回答している。
監事による確認		・監事からいただいたご意見を記載してください。また、ご意見への対応状況についても適宜記載願います ○ガバナンス・コードの各原則は、適合していると認める。 ①将来的なこととして、女性役員等の登用など男女共同参画の更なる推進、監事の常勤化及び教職員の協力の下大学の一体運営を期待する。
その他の方法による確認		・該当ありません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		平成25年12月に本学のミッションが公表され、本学は、教員養成分野において教育委員会等との連携強化により義務教育諸学校に関する教員養成機能における広域の拠点大学的役割を目指すことを基本的な目標としています。その具体的な戦略の策定にあたっては、福岡県、福岡市、北九州市の教育委員会、また、地元宗像市や県下の市町村の教育委員会や各学校長など約２０数名で構成する「教員養成の質向上に関する諮問会議」を設け、年に複数回開催し、各年度に「教員就職率の向上」「本学の研究活動の推進及びそれらを活かしての研修機会の提供」「附属学校」「教職大学院」など本学に求められる方向性についての答申を受けるなどして、地域社会の要請を踏まえて取り組んでいます。また、改革への取組は、中期目標・中期計画に基づく年度計画に示し、当該計画とともにその成果については、業務に関する実績報告書等で公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　福岡教育大学ミッションの再定義 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/Idea/mission) ※福岡教育大学ウェブサイト　中期目標・中期計画・年度計画 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/plan)
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学の中期目標、中期計画における各年度の取組の進捗状況や検証結果及びそれを基に改善させた反映結果を業務の実績に関する報告書において示しています。また、学校教育法第109条第２項に基づく認証評価機関による評価において作成する自己評価書で、総合的な状況の検証結果を示しており、国立大学法人評価の結果とともに、福岡教育大学ウェブサイト で公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　国立大学法人評価 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/valuation_uc) ※福岡教育大学ウェブサイト　認証評価 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/plan/valuation_ninsho)
補充原則１－３⑥ （１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		経営協議会、教育研究評議会を原則月１回程度開催するほか、教育研究及び運営の円滑な実施に関し協議、調整を行う部局長会議を複数回開催し、最新の情報を共有し、十分な審議機会を設けることで、円滑な業務運営を支えています。また、学内外の諸情報を収集・活用し学長の指示のもと、必要な企画立案を行う戦略企画室や学長が指示する事項について、経営、教育研究について、企画立案するための７つの学長室を設置し、それぞれの規程を制定し、権限と責任を明文化しており、戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しています。 ※福岡教育大学規則集 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/overview/kitei/index)
補充原則１－３⑥ （２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		本学は、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等について、代表的な取り組みとして、学生への支援として経験豊富な退職校長をキャリア支援センターや学生支援課に登用するなどして、キャリア支援やボランティア支援の体制を強化する取り組みを行っています。また、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、これらを福岡教育大学ウェブサイトを通じて公表することにより経営の透明性を確保しています。また、それらを踏まえての人事方針については、大学を取り巻く状況を勘案し本学の改革を進める上での必要性を検討したうえで、総合的な人事方針を策定しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　福教大の取組 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/)
補充原則１－３⑥ （３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学は、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを示すため、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト　第3期中期目標・中期計画 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/files/bgeditor/other/3chuumokuchuukei2020.pdf)

補充原則 1－3⑥ (4) 及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本学では、毎年度財務レポートを作成し、各ステークホルダーごとに重要性の高い財務情報の提供を行うほか、財務指標の経年比較や他大学比較を行い、福岡教育大学ウェブサイトで公開しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト 独立行政法人情報公開法◇財務に関する情報 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/files/bgeditor/other/h30zaimureport.pdf) また、各ステークホルダーとの対話型の説明等において本学の財政状況について説明を行い、周知に努めています。 教育の成果については、まず第3期において、正課外の活動を通じた教育実践力の養成に重点を置き、学校ボランティアを中心とした学生ボランティア活動の活性化を図りました。これにより正課外活動において、実践的指導力の向上や学校現場に対する知見の獲得など、教師として求められる資質・能力の習得と、職業意識の涵養に取り組んでいます。さらに学生ボランティア認定システムによる独自の評価制度により、ボランティア活動だけではなく、正課の活動である教育実習に対する動機付け、教員になりたいという気持ちの高まりにも繋がっており、正課の活動やキャリアと正課外の活動との間で好循環のサイクルが構築されています+。平成31年度においては教職を志望する4年生（平成28年度入学生）の100%がボランティア活動を経験しており、非常に高い成果を上げています。 また、第3期において取り組んだ学生組織の改革をはじめとした教員養成にかかる一連の改革の成果、就職支援アドバイザーによる細やかな指導により、平成28年3月（第2期末・旧カリキュラム）の教員採用試験合格者が283名であったところ令和2年3月（平成28年度入学生・新カリキュラム）では379名とその数を大幅に伸ばしました。令和3年3月卒業生についても、新型コロナ対応で対面指導がかなわない中、特別講座の動画配信等の工夫により、昨年度と同程度の382名の合格者を輩出することが可能となりました。 研究の成果については、福岡教育大学ウェブサイトにより、①研究シーズ集（個人別・プロジェクト別）②教員総覧（研究活動）③教育総合研究所研究プロジェクト（研究成果）を公表しています。
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		学長のガバナンスを強化するため、学内全ての教育研究組織の長を学長指名とし、学長のリーダーシップを明確化しました。その中で副理事、附属学校長及び教育研究評議会の構成員の人選について、長期的視点に立った登用を行い、法人経営の一端を担わせるとともに、一般社団法人国立大学協会主催のセミナー等多様な啓発の機会に副学長等を参加させ、次代の経営人材の育成を行っています。

原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		本学においては、学長の経営機能の更なる強化と教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するため、理事３名（大学業務及び教育行政に精通する外部での経験を有する理事を含む）、副学長１０名（うち３名の理事が兼務）、副理事７名を配置し、担当業務を細分化することで役割、権限、責任を明確化し、直接的に学長の経営機能を支援できる体制を構築し、福岡教育大学ウェブサイトにおいて、担当業務、選定理由について公表しています。また、法人経営に必要な人材の育成として、副理事、附属学校長及び教育研究評議会の構成員の人選について、長期的視点に立った登用を行い、法人経営の一端を担わせるとともに、一般社団法人国立大学協会主催のセミナー等、多様な啓発の機会に参加させ、次代の経営人材の育成を行っています。
原則２－２－１ 役員会の議事録		月に１回定例で開催し、「役員会規程」に規定する以下の事項について審議を行っています。 (1) 大学運営に関する基本事項 (2) 中期目標についての意見(国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 (3) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (6) その他役員会が定める重要事項 また、役員会終了後速やかに議事概要を福岡教育大学ウェブサイト及び教職員グループウェア上に掲載しています。 ※福岡教育大学規則集 国立大学法人福岡教育大学役員会規程 (https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/frame/frame110000004.htm)
原則２－３－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本学は、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等について、代表的な取り組みとして、学生への支援として経験豊富な退職校長をキャリア支援センターや学生支援課に登用するなどして、キャリア支援やボランティア支援の体制を強化する取り組みを行っています。また、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、これらを本学ウェブサイトを通じて公表することにより経営の透明性を確保しています。 経営を担う理事の登用については、大学業務及び教育行政に精通する本学以外の外部での経験を有する者（総務・財務担当、国際交流・社会連携担当）を２名配置しています。なお、任命にあたっては、大学業務や教育行政に精通していること、職務を遂行するために必要な知識、経験、能力等を有するかを学長が判断しており、福岡教育大学ウェブサイトにおいて、担当業務、選定理由について公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト 役職員 https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/overview/post/index
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本学では、学外委員の選任に当たっては、教育・研究・経営・国際・自治体等といった多様な分野から選考した委員を通し、大学に期待する事項を把握し法人経営に活かしています。その運営に当たっては、法定の審議事項とは別に討議事項を設け、大学の状況や課題について情報を共有し多角的に意見を募るなどの運営上の工夫を行っており、当該取り組みについては、議事概要を福岡教育大学ウェブサイトにて公表しています。 ※福岡教育大学規則集 国立大学法人経営協議会規程 (https://kisoku.fukuoka-edu.ac.jp/act/frame/frame110000005.htm)
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		本学の学長選考会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成し、学長の選考・任期・解任・業績評価に関する事項について審議しています。なお、意向投票は、社会の意見を広く選考に反映させるという国立大学法人法等の改正の趣旨に鑑み、平成２７年４月に廃止し、その後の学長選考は、学長選考会議が、学長候補者の所信表明、面接、公聴の場の実施及び質疑応答の実施など適切な方法を通じて、主体的かつ公正、透明に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。

補充原則 3－3－1② 法人の長の再任の可否 及び再任を可能とする 場合の上限設定の有無		本学は、学長選考会議において、学長の任期に関する事項を審議事項と定め、一期 6 年再任なしと決定しています。一期を 6 年と定めるにおいては、学長が、学長選考会議の定める資質能力等に基づいた業務執行とともに学長自らが中期目標を策定し、その実現に向けた取り組みに邁進できることが適切と考え、次期中期目標の設定に 2 年、その実現のために 4 年の計 6 年のサイクルとすることが最適であると判断しました。また、上記の内容について教職員に広く公表するとともに、関係規程を福岡教育大学ウェブサイト公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト 学長選考会議 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/overview/gakuchousenkou/index)
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し 出るための手続き		本学の学長選考会議規程及び学長選考等規程において、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中でであっても学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができるよう整備しており、その規程について福岡教育大学ウェブサイトにて公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト 学長選考会議 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/overview/gakuchousenkou/index)
補充原則 3－3－3② 法人の長の業務執行状 況に係る任期途中の評 価結果		3－3－3①の対応状況のとおり、1 年度に一度以上、学長の業績評価を行い、その結果を本人に提示し、監事とも連携し今後の法人経営に向けた助言等を行い、その評価結果の概要を福岡教育大学ウェブサイト公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト 学長選考会議 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/overview/gakuchousenkou/index)
原則 3－3－4 大学総括理事を置く場 合、その検討結果に 至った理由		現在、本学においては大学総括理事を置いていません。選考した学長の業務執行についての確認を行う中で、必要に応じて大学総括理事の設置を含め、経営力を発揮できる体制の検討を行っていきます。

基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		内部統制については、総務担当理事を内部統制を総括する役員として位置づけるとともに、内部統制に係る重要事項を部局長会議に諮ることとしています。内部統制推進部門については、分野ごとに各担当部署で分掌しています。法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべく、内部統制システムを運用し、継続的に見直しをはかると共に、その体制を福岡教育大学ウェブサイトに公表しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト 大学案内 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/) ※福岡教育大学ウェブサイト 独立行政法人情報公開法 業務方法書 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/legal/act/work) ※福岡教育大学ウェブサイト 公益通報窓口の設置 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/efforts/compliance/propulsion) ※福岡教育+大学ウェブサイト 研究活動上の不正行為防止の取組 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/efforts/compliance_execution/index) ※福岡教育大学ウェブサイト ハラスメントの防止・対応 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/efforts/harassment/index)
原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		福岡教育大学ウェブサイトを中心に、大学経営、教育・研究・社会貢献等について、積極的に発信しています。 また、福岡教育大学ウェブサイトで情報発信を行う際、「受験生」「在学生・保護者」「卒業生」「教育関係者・企業の方」「一般の方」と各ステークホルダー毎にわかりやすく情報発信を行っています。 併せて、広報誌「ＪＯＹＡＭＡ通信」「大学概要」「入学案内」等で、積極的に発信しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト トップページ (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/)
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすために、福岡教育大学ウェブサイトにて「広報の推進に関する基本方針」のもと、各種法令に基づく情報公開はもとより、組織、業務、財務、評価・監査、大学の設置等に関する情報、教育、研究に関する活動及び成果、地域貢献に関する活動について積極的に発信しています。 また、福岡教育大学ウェブサイトで情報発信を行う際、「受験生」「在学生・保護者」「卒業生」「教育関係者・企業の方」「一般の方」と各ステークホルダー毎にわかりやすく情報発信を行っています。 ※福岡教育大学ウェブサイト 大学案内 (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/basic_policy/pr_policy)
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		「学生が大学で身に付けることができる能力」として、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を策定しており、学生へ配布する冊子（履修の手引）や福岡教育大学ウェブサイトに掲載しています。 また、「学生の進路状況」については、福岡教育大学ウェブサイト及び本学広報誌（入学案内、大学概要）に毎年度ごとに掲載しています。 なお、「学生の満足度」については、在学生、卒業生にアンケート調査を実施しています。 ※福岡教育大学ウェブサイト ディプロマ・ポリシー (https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/Idea/diploma_policy/faculty) ※福岡教育大学ウェブサイト 卒業・修了生の進路状況 https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/overview/statistics/course/index
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ※福岡教育大学ウェブサイト https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/legal/act/index （本項目については、別途公表しているHPがある場合、当該HPのURLをリンクすることで差支えありません）